

令和 4 年 4 月 11 日

保護者のみなさま

堺市立八下中学校
校長 齊藤 雅也

非常変災時の登下校について

平素は本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。
堺市教育委員会の通知により、本校では非常変災時等において、下記のとおり措置を行います。
下記の基準に基づき、引き続き子どもの安全確保等に努めてまいります。

記

【特別警報が発令されている場合】

★最大限の警戒を行い、ただちに命を守る行動をとってください。

1. 登校前

- 午前 7 時現在、堺市に特別警報が発令されている場合は、臨時休業とします。

2. 始業後

- 原則として、ただちに授業を中止し、学校で子どもを保護します。

【暴風警報が発令されている場合】

1. 登校前

- 午前 7 時現在、堺市に暴風警報が発令されている場合は、臨時休業とします。

2. 始業後

- 原則として、ただちに授業を中止し、子どもを帰宅させます。保護者等の帰宅が困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで学校で子どもを保護します。

- 特別警報・暴風警報が午前 7 時までに解除された場合でも、道路の冠水、河川の増水、橋梁の決壊、崖崩れなどで、登校が危険な場合があります。安全を確認したうえで、登校させてください。
- 局地的な大雨など、危険が感じられるときは、決して無理に、登校しないでください

【大雨警報が発令されている場合】

1. 登校前

- 午前 7 時現在、堺市に大雨警報が発令され、かつ、JR 阪和線及び南海高野線及び南海本線の 3 線が全て運休している（一部運休は除く）場合は、臨時休業とします。

2. 始業後

- 気象状況に応じて終業時刻を繰り上げ、帰宅させる場合があります。保護者等の帰宅が困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで学校で子どもを保護します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 特別警報・大雨警報が午前 7 時までに解除された場合でも、道路の冠水、河川の増水、橋梁の決壊、崖崩れなどで、登校が危険な場合があります。安全を確認したうえで、登校させてください。○ 局地的な大雨など、危険が感じられるときは、決して無理に、登校しないでください。 |
|---|

【雷が鳴っている場合】

1. 登校前

- 雷が収まるまで自宅に待機してください。一般的には、最後の雷鳴から 30 分が経過すれば、雷雲は去ったと判断できます。

2. 始業後

- 屋外での活動を中止し、雷が収まるまで子どもを屋外に出さないようにします。
- 下校時に雷がなっている場合は、下校時間を遅らせるなどの措置をとります。

【大地震発生の場合】

1. 登校前

- 堺市域（一部でも）に震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、臨時休業とします。
- 震度 4 以下の地震であっても、危険が感じられるときは、決して無理に、登校しないでください。
- 状況によっては、「始業時間の変更」、「臨時休業」の連絡をすることがあります。

2. 始業後

- 子どもの安全を確保し、教職員が校区内安全確認後、可能であれば帰宅させます。また、状況によっては保護者に連絡をします。